

## 赴任旅費の取扱い

## 1 転居費(引越代)…以下の内容により、実費で支給します。

## (1) 引越業者に依頼する場合

複数の引越業者に見積を依頼し、最も安価な業者による費用を採用する。

※対象外経費(別添資料 参照)が含まれている場合、当該経費部分は差し引く。

## (2) 宅配便で対応する場合

引越業者に依頼するよりも安価である場合に、宅配便で生じた費用を支給する。

※引越業者に依頼した額の積算方法

引越業者の見積または単身パック等の料金表により確認する。(以下、同じ)

## (3) 自家用車で引越を行う場合

以下の費用の合計額とし、業者に依頼するよりも安価であれば支給する。

## ①新旧居住地間の路程を 25 円/km で計算した額

※複数回移動が必要な場合は職員からの申立による回数移動した額

## ②高速道路料金

※自家用車により引越作業を行う場合は、自家用車の公務使用にかかる手続きは不要。

## (4) レンタカーにより引越を行う場合

以下の費用の合計額とし、業者に依頼するよりも安価であれば支給する。

## ① レンタカー賃借料 ②ガソリン費用 ③高速道路料金

## 2 着後滞在費

引越後、即座に新居に入居できない場合、5夜分を限度に宿泊費、及び宿泊手当を支給します。

## 3 家族移転費

赴任を命ぜられた際に同居していた家族も共に転居する場合、家族一人毎に、職員の例により計算された移転に係る交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費を支給します。

## 【必要書類】

| 必要な場合        | 必要なもの                                                                                                                                                                                          |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共通           | ○住民票の写し(マイナンバーの記載がないもの)<br>※住民票を移さない場合は、転居したことが分かるものを提出してください。<br>(例:新居の賃貸借契約書及び旧住居の住所・退去日が分かるもの等)                                                                                             |
| 転居費          |                                                                                                                                                                                                |
| 引越業者利用の場合    | ○複数引越業者の見積、利用引越業者の領収書及び内訳書<br>※必ず経費の内訳がわかるものと一緒に提出して下さい。<br>○複数の見積を徴取できなかった場合は、その旨が分かるもの(お断りメールのスクリーンショット、申立書等)                                                                                |
| 宅配便利用の場合     | ○領収書<br>○引越業者を利用した場合の費用が分かるもの<br>(例:業者の見積、単身パックの料金表等。以下同じ)                                                                                                                                     |
| 自家用車での対応の場合  | ○新旧住居間の路程(km数)が分かるもの(Googleマップの写し等)<br>○高速道路料金を負担したことが分かるもの(領収書等)<br>○引越業者を利用した場合の費用が分かるもの                                                                                                     |
| レンタカーでの対応の場合 | ○レンタカー賃借料領収書<br>○高速道路料金、ガソリン費用を負担したことが分かるもの(領収書等)<br>○引越業者を利用した場合の費用が分かるもの                                                                                                                     |
| 着後滞在費        | ○赴任時、即座に新居に入居できなかったことに係る申立書<br>○ホテルの領収書(全宿泊分)及び、当該料金のうち夕朝食代の有無が確認できるもの(予約画面のスクリーンショット等)                                                                                                        |
| 家族転居費        | ○赴任を命ぜられた際に家族が同居していたと分かるもの<br>○同居家族に係るホテルの領収書(全宿泊分)及び、当該料金のうち夕朝食代の有無が確認できるもの(予約画面のスクリーンショット等)、即座に新居できなかったことに係る申立書<br>○航空機利用の場合は、航空機の領収書<br>○自家用車、レンタカーを使用した場合は転居費と同様のもの(本人と一緒に移動した場合は支給されません。) |

## 転居費における対象外経費

転居費における対象外経費は以下のとおり

- 1 他条例等の規定により他の種目として支給を受ける費用
- 2 多くの民間企業において支給を制限している次に掲げる費用
  - (1) ピアノ、美術品、骨董品、ペット、庭石、植木等の個人的な嗜好の強いものを運送する際の追加費用
  - (2) 自家用自動車、自動二輪車等を運送する際の追加費用。ただし、離島、へき地等への異動に際し自家用自動車、自動二輪車等を運送しなければ公務の運営上支障を来すと各庁の長が認める場合には、支給の対象とすることができる。
  - (3) 荷造り及び荷解きに係る追加費用（いわゆるおまかせプラン等を利用したことによる追加費用であり、追加の作業員に係る補助車両費を含む。）。ただし、次に掲げる費用は、支給の対象とすることができる。
    - ア 身体上の理由等により自力での荷造り及び荷解きができないと各庁の長が認めた場合には、当該荷造り及び荷解きに係る追加費用
    - イ 外国旅行において、パッキングリストの作成、荷物の梱包その他運送業者が通関等の義務的な手続を行うために必要な作業に要する費用
  - (4) 工事、設置等に係る追加費用。ただし、空調設備、暖房器具、ガス器具及び洗濯機の取外し及び取付け工事費用並びに取付けに必須の付帯工事費用については、支給の対象とする。
- 3 家具、家電等の生活用品を購入した費用等の旅費に馴染まない次に掲げる費用
  - (1) 家具、家電等の購入費及び賃料
  - (2) 宿舍等の修繕費（ハウスクリーニング料金等の原状回復費用を含む。）
  - (3) 家電リサイクルに係る費用
  - (4) 不用品、不要品及び粗大ごみの回収、処理及び処分に係る費用
  - (5) 荷物を一時保管する場合の追加費用。ただし、宿舍を退去しなければならない日又は着任日から宿舍への入居が可能となる日までの最低限の期間に生じた一時保管に要する費用については、支給の対象とする。
  - (6) 敷金、礼金、仲介手数料等の民間賃貸住宅等への入居に要する初期費用
  - (7) 新居住地の下見に要する費用
  - (8) 友人等の転居の補助を行った者への謝礼等
  - (9) 家族の転園、転学等に要する費用
  - (10) 官公庁への諸手続に要する費用